松伏町一般廃棄物処理業許可申請取り扱い要領

「1] 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

- 1 許可の要件
- (1) 町による収集運搬が困難である一般廃棄物の収集運搬を行うとき。
- (2)一般廃棄物の増加等により、町による収集運搬が困難であると認めるとき。
- (3)申請の内容が、町で定める一般廃棄物処理計画に適合しているとき。
- (4) 町の一般廃棄物の処理方針に合致し、処理計画上、新たに業者を育成する必要があり、かつ、許可を与えても現在の収集運搬体制に混乱を来すおそれがないと町長が認めるとき。
- 2 申請者の能力に係る基準
- (1)申請者は、自らが一般廃棄物の収集運搬業を誠実、かつ、確実に実施できること。
- (2)申請者は、既に一般廃棄物処理業の許可を有する等十分な経験年数 及び実績があり、かつ、排出事業者との契約の見込があるものである こと。
- (3) 申請者は、松伏町内に住所(法人にあっては、町内に登記された 事務所、個人にあっては、町に事業開始の届をした事務所)を有す るものであること。ただし、事業系一般廃棄物を搬出する事業者と 関係のある町外の収集運搬業者については、収集区域を定め許可す ることができる。
- (4) 申請者は、一般廃棄物の適正な処理を的確に継続して行うに足り る計画を有すること。
- (5) 申請者は、安定的な処理業務を行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (6) 申請者は、申請時において町税等の滞納がないこと。
- 3 施設に係る基準
- (1) 収集・運搬車両は、町長が適当と認める車両とする。 ア. 車両の表示について
 - ① 車両のドアに会社名を表示する。
 - ② 荷台に「松伏町指定許可・事業系」と表示する。

- (2)他自治体において許可業務の車両として登録されている車両は、許可の対象としない。ただし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)第11条第2項第3号の事業場、第19条第2項第5号の事業場その他町長が特に認める事業場に食品資源循環資源を収集運搬する特定車両を除く。
- (3)故障・車検等で許可車両以外の車両を臨時に運行しようとするときは、事前に町長の承諾を受けなければならない。
- (4) 放流先に支障のない洗車排水処理設備を有していること。

4 許可条件

許可を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第11項の規定により、次に掲げる条件を付する。

- (1)業務に従事するものは3人以上とし、事務所には常に連絡がとれる ための人員を配置すること。
- (2)保管・積み替えは行わないこと。ただし、特定家庭用機器再商品化 法に定める対象機器は除く。
- (3) 新規の許可にあたっては、引取先事業所との委託契約書の写しを、 許可を受けた日から30日以内に提出すること。
- (4) 許可を受けてから30日以内に処理業を開始すること。
- (5)許可業者は、次の各号の事項を当該各号に掲げる期間までに町長に報告すること。
 - 1. 前月分の業務実績報告書 毎月10日まで
 - 2. 許可車両等の関係する事故報告書 発生後直ちに
 - 3. その他町長が必要とするもの 随時
- (6)許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10 日以内に許可申請事項変更届出書を提出すること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、松伏町廃棄物処理及び再生用 に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合処理手数料条例及び規則、 その他関係法令を順守し、誠実に業務を行うこと。
- (8) その他町長が必要と認める事項

5 申請期間

一般廃棄物の収集運搬を業とする場合の許可申請期間は、平成22年を 基準に隔年とし、新規・更新申請は2月上旬から2月下旬とする。

6 標準処理期間

申請を環境経済課で受付してから処分を行うまでの標準的な処理期間 は、60日とする。ただし、申請者の不備等に対し、申請者に瑕疵がある 場合を除く。

[2] 一般廃棄物処分業の許可基準

松伏町から発生する一般廃棄物については、町が処分することから、処分業については、許可の対象としない。

附則

この基準は、平成22年7月15日から施行する。

経過措置

この基準の施行の際、現に一般廃棄物の収集運搬の業務の許可を受けている者は、この基準により許可を受けたものとみなす。